

調達管理番号・案件名

24a00330_アフリカ地域ナカラ港・国際回廊活用促進業務【有償勘定技術支援】

質問と回答は以下のとおりです。

2024年7月12日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2条 業務の目的と範囲 (3)実施機関 1)モザンビーク共和国 2)マラウイ共和国	「※特にカウンターパートとしたい下部組織」の記述は、当該省における下部組織のなかで実施機関と想定される部署を記したという意味であり、各国ごとに記された実施機関の多数の省のなかで、この下部組織が、当該国における代表・主要カウンターパートと理解すべきか。	1)「※特にカウンターパートとしたい下部組織」の記述は、当該省における下部組織のなかで実施機関と想定される部署を記したという意味です。例えば、品質基準研究所は所管範囲の広い商工省の傘下で、主に品質基準関連で協議等を行う一部門という意味であり、モザンビークにおける代表・主要カウンターパートという意味ではありません。 2)代表・主要カウンターパートではないですが、今回、業務としていくつかの協力候補案件を提案していただく予定であり、これら下部組織がそうした提案案件のカウンターパートとなる場合は、その旨をご提示いただくことになると思います。これら下部組織との協議で得られない内容があれば、必要に応じて上位機関である省庁とも協議をいただきたいと思います。
2	9	第2条 業務の目的と範囲 (3)実施機関 1)モザンビーク共和国 2)マラウイ共和国	P.22に記載されている「1)業務量の目途」の調査期間および投入量内で、ここで示された実施機関全てを対象に聞き取り・訪問・協議を期待しているか。その場合、それぞれの当該機関の適する責任者との関係構築は貴機構で構築済みであり、貴機構の便宜供与の下、面談に係る依頼や日程調整を実施して頂けるか。	業務量で可能な範囲で全ての実施機関を対象にする事を期待しています。これまで他業務との関連で部分的には関係構築済みですが、本業務の為の関係構築は事前には行っておりません。面談等の調整は、基本的に受注者において主体的に実施していただくことを想定しています(必要に応じて現地JICA事務所も側面支援します)。
3	12	(10)その他留意事項	～活動結果を抜き出して(先行して)報告～について 差し支えない範囲で理由(外交的イベントへの活用など)と、どの程度先行させるべきか(目途)についてご教示ください。 よろしく申し上げます。	ザンビアにおいてはインフラ分野で可能な限り速やかな無償資金協力の候補案件発掘を目指しており、一次調査におけるザンビア部分の活動が終了後、速やかに報告をお願いします(可能であれば11月中またはそれ以前)。
4	16	第4条 業務の内容(2)現地業務 1)共通事項 2-2 2-2 2-1 で情報収集したデータをダッシュボードの形に整理する。	EU支援で整備され、JICAも協力しているAUDA -NEPADで使用されている情報等を、便宜供与として提供頂けるか。また、AUDA-NEPADの当該関係者は、今回の実施機関の対象(訪問での協議先等)となるか。	確認の上、提供可能な情報については契約相手方決定後に共有させていただきます。また、本活動において、AUDA-NEPADとの協議が、活動の目的を達成するために有効と判断される場合は、それを妨げるものではありません。

5	16	第4条 業務の内容(2)現地業務 3-1 ナカラ回廊の物流の需要予測	過年度調査結果およびGISデータの提供:貴機構の過年度調査(公開資料で記された案件)における各種の詳細データ(案件箇所を記したGISデータ、現地聞き取り調査結果・議事録、交通量・物流・通関・需要予測データ、関係機関の担当者リスト等)を、提供頂けるか。	確認の上、契約相手方決定後に提供可能な情報について共有いたします。
6	16	第4条 業務の内容(2)現地業務 1)共通事項 2-2 2-2 2-1 で情報収集したデータをダッシュボードの形に整理する。	「ダッシュボードの形に整理する。」とは、ダッシュボードのプラットフォームそのものを作成・構築することはしない、維持管理等の費用も発生しないと理解してよいか。	ご理解の通りです。ダッシュボードの形、とは表や図・グラフ等も用いてデータを分かりやすく参照できるようにするという事で、そのためにプラットフォーム・ソフト等を新規に費用をかけて作成・構築する必要はありません。
7	17	第5条 報告書等 (1)インセプションレポート	(1)インセプションレポートでは、「第一次事前準備作業」の結果を含め、契約締結(2024年9月)から起算して15営業日以内と示されているが(2024年10月)、第4条 業務の内容(1)事前準備作業にて記された、「本邦企業に対するインタビューの実施」も、その実施と取りまとめを、この期間内での実施することを期待しているか。	あくまでも目安としてご理解いただければと思いますが、ご理解のとおりです。
8	22	第3章、2業務実施上の条件、(2)、2)渡航回数の目途 全8回	説明書に記載された渡航回数の考え方は、1回を複数国の周遊の予算を想定しているか、または、1回の渡航で、対象国1カ国を日本発着を予算に想定しているか。 また、陸路による対象国(隣国)への移動や調査活動の継続は、安全管理上認められるか。	1回の渡航にて複数国を周遊する想定としていますが、旅費(航空賃)には対象国1か国への日本発着航空券を計上しており、対象国間の移動は、一般業務費の旅費・交通費に空路移動を想定した経費を計上しています。 なお、現時点のJICA安全対策措置では、ナカラ回廊の陸路移動(対象国間移動)は可能ですが(一部地域は事務所長承認)、安全対策措置は状況に応じ変更されるため、積算については念のため空路移動にて計上下さい。 実際の業務遂行に当たっては、その時点の安全対策措置に則りつつ(各事務所に前もってご相談下さい)、陸路も含め、効果的・効率的な対象国間移動の手段を検討下さい。

以上

